

非常勤講師の交通費について

非常勤講師の交通費については、来校のため交通機関等を利用してその運賃を負担する場合、本人の届出に基づき、利用する経路の交通費を原則として支給します。

遠隔地（※）からの交通費については、旅費規程及び旅費支給要領に定めるところにより支給し、各担当の専攻・部会等の経費より支出とします（予算措置のある客員 I 種を除く。）。

（※）下記旅費支給要領「別表 1」に掲載のない市区町村を出発地とする場合、遠隔地に該当となります。

別表 1（近距離旅費を支給する範囲 本郷キャンパス、駒場キャンパス、白金地区、中野地区）

本郷キャンパス、駒場キャンパス、白金地区、中野地区から近距離旅費を支給する市区町村一覧	
東京都	奥多摩町、檜原村及び伊豆諸島、小笠原諸島を除く全市区町村
埼玉県	上尾市、朝霞市、伊奈町、入間市、桶川市、春日部市、加須市、川口市、川越市、川島町、北本市、久喜市、鴻巣市、越谷市、さいたま市、坂戸市、幸手市、狭山市、志木市、白岡市、杉戸町、草加市、鶴ヶ島市、所沢市、戸田市、新座市、蓮田市、鳩山町、飯能市、東松山市、日高市、富士見市、ふじみ野市、松伏町、三郷市、宮代町、三芳町、毛呂山町、八潮市、吉川市、吉見町、和光市、蕨市
千葉県	我孫子市、市川市、市原市、印西市、浦安市、大網白里市、柏市、鎌ヶ谷市、木更津市、君津市、栄町、佐倉市、酒々井町、白井市、袖ヶ浦市、千葉市、東金市、富里市、長柄町、流山市、習志野市、成田市、野田市、富津市、船橋市、松戸市、茂原市、八街市、八千代市、四街道市
茨城県	牛久市、河内町、五霞町、境町、常総市、つくば市、つくばみらい市、利根町、取手市、坂東市、守谷市、龍ヶ崎市
神奈川県	愛川町、厚木市、綾瀬市、伊勢原市、海老名市、鎌倉市、川崎市、清川村、相模原市、座間市、寒川町、逗子市、茅ヶ崎市、葉山町、平塚市、藤沢市、大和市、横須賀市、横浜市

- ・採用する非常勤講師について、来校時の出発地が遠隔地に該当する場合、雇用経費とは別に予算措置が必要となりますので、採用の際は上記について十分了承の上お手続きください。
- ・遠隔地に該当する場合は、通常の旅費と同様に旅費システムにて支払となります。事前に出張申請を行い、実施後速やかに出張報告を行ってください。申請及び報告がない場合は交通費をお支払できませんので、遅滞なく手続を行ってください。

手続詳細：<https://www.c.u-tokyo.ac.jp/faculty/zaimu/shuccho-shakin/kokunai/index.html>

- ・近距離に該当するものについては、教務課で出勤表をもとに交通費を計算し、 Semester 終了後にまとめて支給します。

（参考）非常勤講師に係る交通費の支給について（令和 2 年 1 月 1 4 日付け総合文化研究科長・教養学部長裁定）http://www.c.u-tokyo.ac.jp/faculty/soumu/rules/koutsuhi_info.pdf

[問合せ先：経理課経理チーム（内線：44412・48908）]